



はじめに

はじめに…住生活基本計画の策定に当たって

本格的な少子高齢社会、人口・世帯減少社会の到来が目前に迫っています。

このことを踏まえ、国民の豊かな住生活を実現するため、住生活基本法（平成18年法律第61号）が、平成18年6月に制定されました。

この法律に基づき国は、平成18年9月に「住生活基本計画（全国計画）」を策定しました。

1 変革の時代に対応した住宅政策

埼玉県では、今後全国で最も速いスピードで高齢化が進みます。

さらに、人口減少と少子化の進行、団塊世代のリタイアなど大きな構造的変革期にきています。

一方、民間と行政の役割分担が問われ、地方分権の担い手である地方公共団体に高い政策能力が求められています。

本計画は、このような構造的変革期にあわせて住宅政策を再構築したものです。

また、「埼玉県5か年計画」や、将来のまちづくりの方向性を示す「都市計画のビジョン」など関連計画と連携し、埼玉から戦略的な住まい^{*1}・まちづくりの発信を目指しています。

2 埼玉県住生活基本計画の性格

この計画は、住生活基本法第17条第1項に基づく計画であり、県の住宅政策を展開する上での基本となる計画です。

*1 住まい

一般的には、住宅のことをいう。

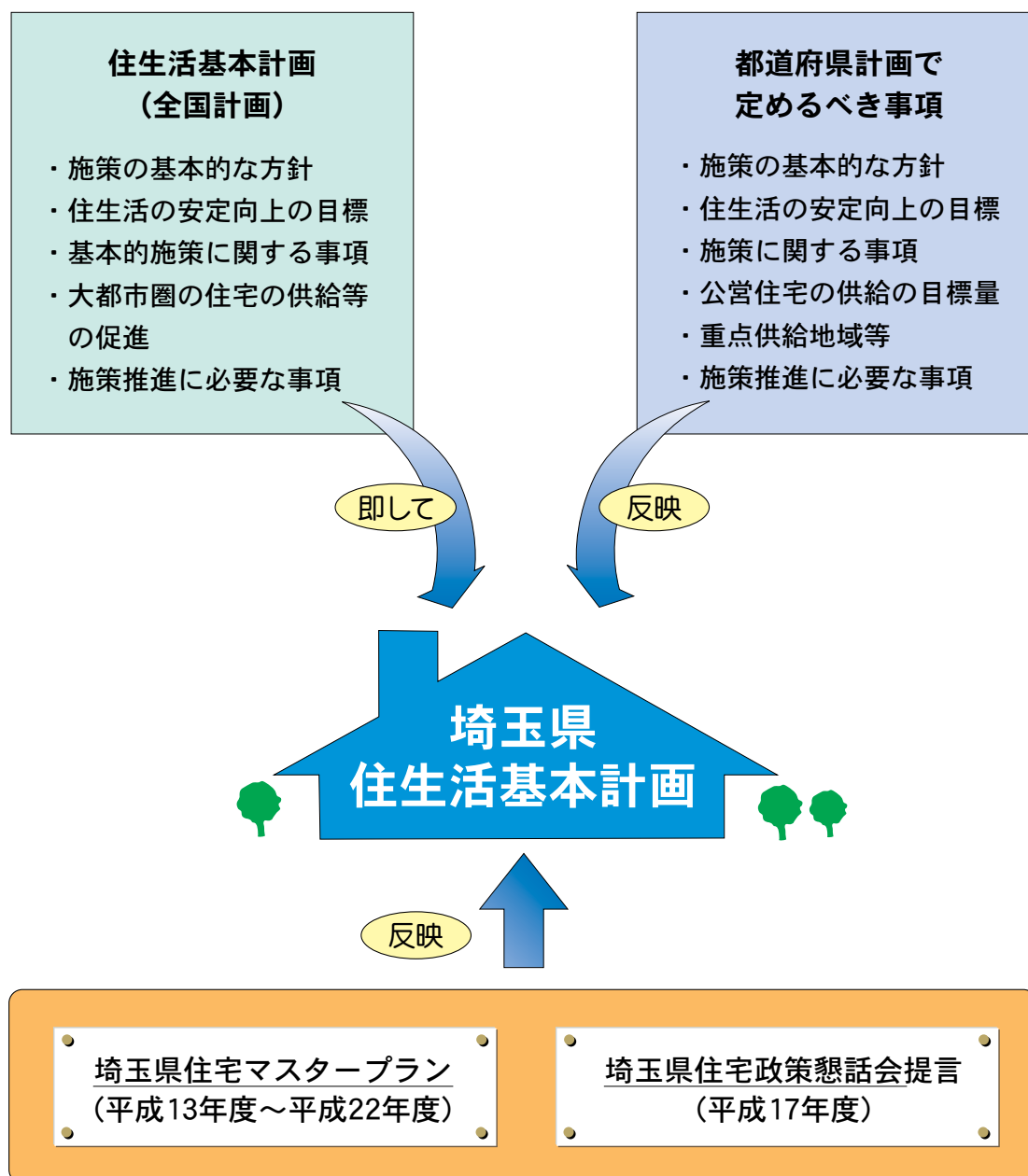
本計画では、住まいを日々の暮らしや地域とのコミュニティを通し、豊かな生活を行う場であるとともに、都市やまちなみの重要な構成要素であり、社会的性格を有するものとしてとらえている。

また、「埼玉県住宅マスタープラン（平成14年3月策定）」の趣旨を移行するとともに、「住生活基本計画（全国計画）」に即して策定しています。

さらに、市町村が住まいに関する計画等を策定する際に参考となるものです。

本計画は、住生活基本法に掲げられた基本理念や基本的施策を具体化し、推進していくために策定したものです。

今後、計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進していきます。



* 埼玉県住宅マスタープランは、埼玉県住生活基本計画の策定により、廃止となりました。

3 埼玉県住生活基本計画の期間

この計画は、平成18年度から平成27年度までの10年間を計画期間とします。
なお、今後の社会経済情勢の変化及び施策の効果に対する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに見直しを行います。

4 埼玉県住生活基本計画の指標・指針

この計画では、施策の取り組みの成果について、定量的指標等を示します。
また、住み手^{*2}、つくり手・供給者^{*3}、行政が住まいにおける様々な取り組みを行う場合の役割や行動・判断の指針を示します。

*2 住み手

一般的には、居住者のことをいうが、本計画では、住宅に住み、家族や人を育む日々の暮らしや地域とのコミュニティを通し、豊かな生活を実現していく生活者として考えている。

*3 つくり手・供給者

住宅・住まいの建築やリフォームに際し、企画・設計、工事、販売、さらには、維持管理に係わる、設計者等の専門家や工務店、建設会社、住宅販売会社などの企業・事業者等をさす。